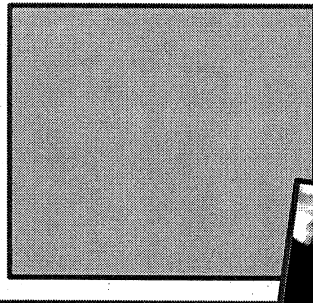


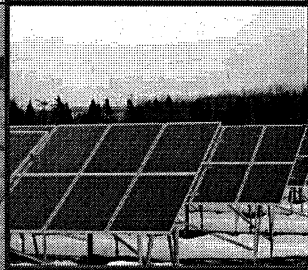
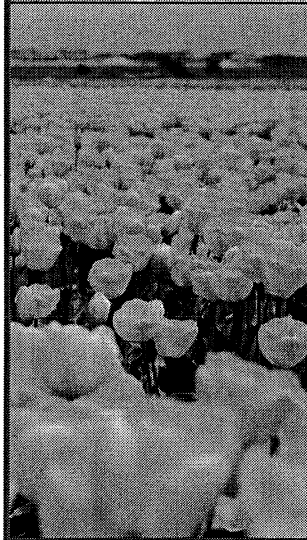
村上市



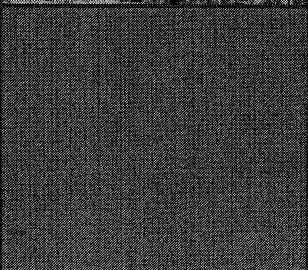
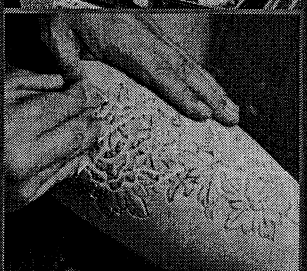
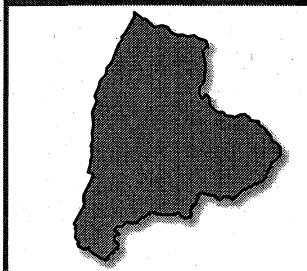
人口減少問題対策
「チャレンジプラン」



2014-



元気あふれる
まちをめざして



目 次

I はじめに

- 1 本市の人口の現状と今後の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 これまでの人口減少問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 村上市人口減少問題対策「チャレンジプラン」の位置付け等・・・・・・・・ 2

II 実施事業及び施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

平成 26 年度から取り組む事業シート（ 5 ～ 13）

中長期的に取り組む事業シート（14 ～ 18）

III 参考資料

- 1 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 各会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 影響調査部会での検討結果・・・・・・・・ 21
- 4 市民等からの意見の聴取状況
 - (1) 子育てアンケート・・・・・・・・ 23
 - (2) 子育て支援センター訪問聞き取り調査・・・・・・・・ 25
 - (3) 企業懇談会参加者アンケート・・・・・・・・ 26
 - (4) 新成人アンケート・・・・・・・・ 27
 - (5) まちづくり協議会への意見照会・・・・・・・・ 28
 - (6) 婚活事業に関する各団体との意見交換会・・・・・・・・ 29
- 5 設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 市職員調査
 - (1) 意識調査・・・・・・・・ 31
 - (2) 婚活アンケート・・・・・・・・ 33
 - (3) 若手職員研修会・・・・・・・・ 34

I はじめに

1 本市の人口の現状と今後の推移

- (1) 平成20年4月1日の市町村合併後に実施された平成22年国勢調査における本市の人口は66,427人で、合併前の平成17年国勢調査人口と比較して、4,278人(6.1%)の減少となりました。
- (2) また、平成25年4月1日現在の住民基本台帳人口は65,790人で、市町村合併時と比較して4,229人(6.0%)の減少となりました。
- (3) 平成25年3月27日に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所から公表された2040年の将来推計人口は41,073人で、平成22年国勢調査人口と比較して、25,354人(38.2%)の減少となっています。また、平成52年(2040年)における65歳以上人口比率が43.9%と、著しい少子高齢化の進行が浮き彫りとなりました。

国勢調査人口	平成17年	平成22年	比較(減少率)
	70,705人	66,427人	△4,278人(△6.1%)
住民基本台帳人口	平成20年4月1日	平成25年4月1日	比較(減少率)
	70,019人	65,790人	△4,229人(△6.0%)

【将来推計人口】

年 度	平成22年	平成32年	平成42年	平成52年	減少人口(対H22) △25,354人
人 口	66,427人	57,731人	49,162人	41,073人	
高齢化率※1	31.6%	38.7%	41.3%	43.9%	減少率※2 38.2%

※1 高齢化率=65歳以上人口比率

※2 平成22年を100とした場合の割合

2 これまでの人口減少問題への取組

(1) 第1次村上市総合計画(H21年度策定)

本市は平成21年度に平成28年度を最終年度とする第1次村上市総合計画を策定しました。

本計画は、まちづくりの将来像を「元気“eまち”村上市」と定め、その実現に向けた重点戦略を『定住の里づくり』とし、「産業元気」、「交流・体験」、「健やか・子育て応援」、「人づくり」、そして「暮らし応援」の5つの戦略プロジェクトを中心に事業を展開してきました

また、その5つの戦略プロジェクトの具体的な推進手法として「行財政改革の推進」と「市民協働のまちづくりの推進」を掲げ、着実に取り組んできました。

第1次村上市総合計画

- 計画期間 平成21~28年度
- まちづくりの将来像 「元気“eまち”村上市」
- 重点戦略 『定住の里づくり』

5つの戦略プロジェクト

- 産業元気プロジェクト
- 交流・体験プロジェクト
- 健やか・子育て応援プロジェクト
- 人づくりプロジェクト
- 暮らし応援プロジェクト

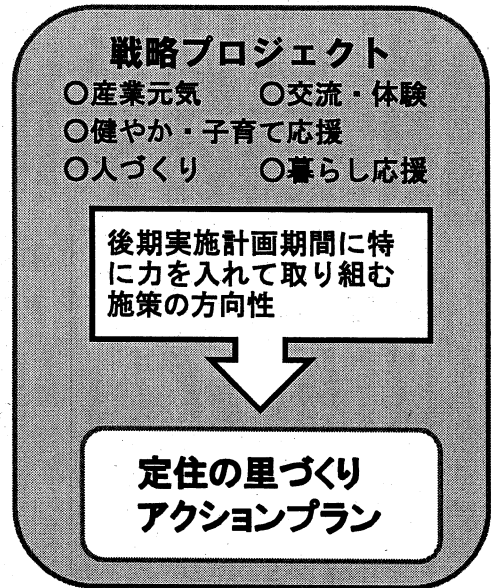
戦略プロジェクトの推進手法

- 行財政改革の推進
- 市民協働まちづくりの推進

(2) 定住の里づくりアクションプラン(H24 年度策定)

第1次村上市総合計画では、平成21年度から平成24年度を前期実施計画、平成25年度～平成28年度を後期実施計画期間としていますが、後期実施計画を作成した平成24年度に「定住の里づくりアクションプラン」を策定しました。

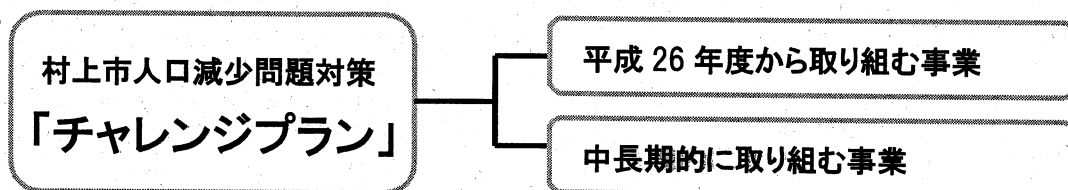
このプランは、5つの戦略プロジェクトの内、後期実施計画期間内で特に力を入れていく施策の方向性を示したもので、後期実施計画では本プランを中心に人口減少対策をはじめとした、各種施策・事業を展開していくこととしています。



3 村上市人口減少問題対策「チャレンジプラン」の位置付け等

(1) 策定の経緯と計画の構成

- ① 後期実施計画の初年度にあたる本年度、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所による2040年の将来推計人口の公表結果を受け、「村上市人口減少問題対策委員会」を設置し、「定住の里づくりアクションプラン」で方向性を示した施策を具体化する計画づくりに着手することとしました。
- ② 委員会には「子育て支援」、「雇用創出」、「元気なまちづくり」及び「影響調査」の4つの作業部会を設け、「少子化対策」及び「定住・交流人口の拡大」に関する事業について、「平成26年度から取り組む事業」と「中長期的に取り組む事業」に区分し、段階的に協議を進めました。
- ③ 協議にあたっては市民・団体等の意見をできるだけ取り入れる必要があるため、各種アンケートや聞き取り調査、意見交換会等を実施事業計画立案の参考としました。
- ④ また、市職員の意識調査を実施するとともに将来を担う若手職員の研修会を実施し、危機意識の醸成に向けた取組を開始したところです。
- ⑤ 先行して協議を進めた「平成26年度から取り組む事業」は9つの事業を計画し、平成26年度当初予算に組み入れました。
- ⑥ 「中長期的に取り組む事業」については15事業を計画しました。それぞれの事業に実施目標年度を定め、「取り組めることから取り組む」方針のもと、前倒しも含め事業化を推進していくものと、第2次村上市総合計画での着実な実行を目指し研究を進めるものとに区分されます。



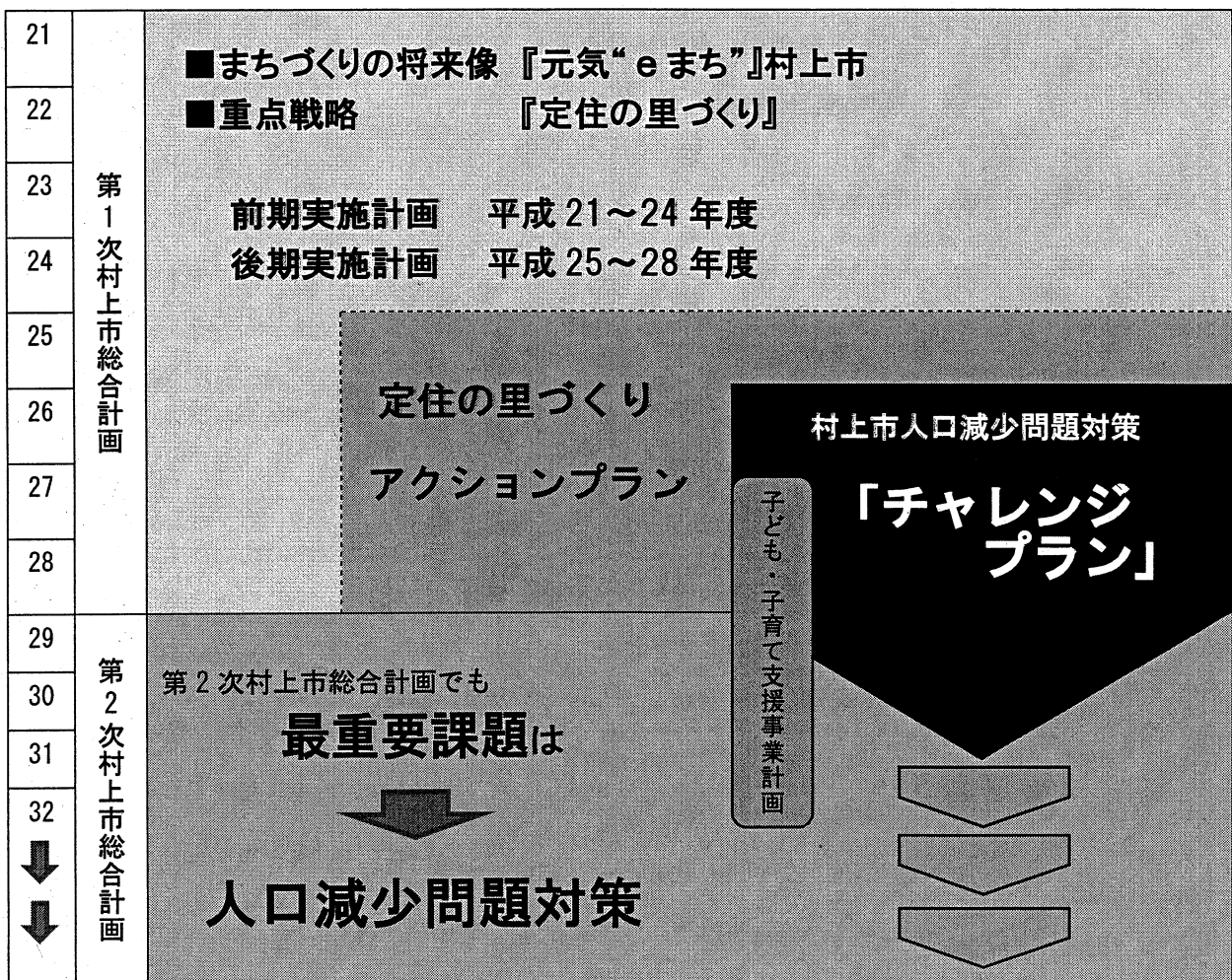
(2) 村上市人口減少問題対策「チャレンジプラン」の位置付け

本市は第1次村上市総合計画において「定住の里づくり」を重点戦略に掲げ、定住人口の拡大、すなわち人口減少問題対策に取り組んできました。また、後期実施計画期間において特に力を入れて取り組む施策の方向性を「定住の里づくりアクションプラン」として決めました。

村上市人口減少問題対策「チャレンジプラン」は、「定住の里づくりアクションプラン」の中から人口減少問題への取組を特化し、第2次村上市総合計画を視野に入れながら、具体的に事業を進める実行計画プランと位置付けます。

なお、人口減少問題対策は最重要課題であるとともに、早期な取り組みが必要とされることから、「取り組めることから取り組む」ことを基本方針とし、早期の事業化を目指すプランとします。

また、本プランは、第2次村上市総合計画及び現在策定作業を進めている「村上市子ども・子育て支援事業計画」へ掲載する事業と位置付けますが、各計画の策定作業においては更なる支援策の検討を積極的に進めます。



II 実施事業及び施策

1 平成26年度から取り組む事業

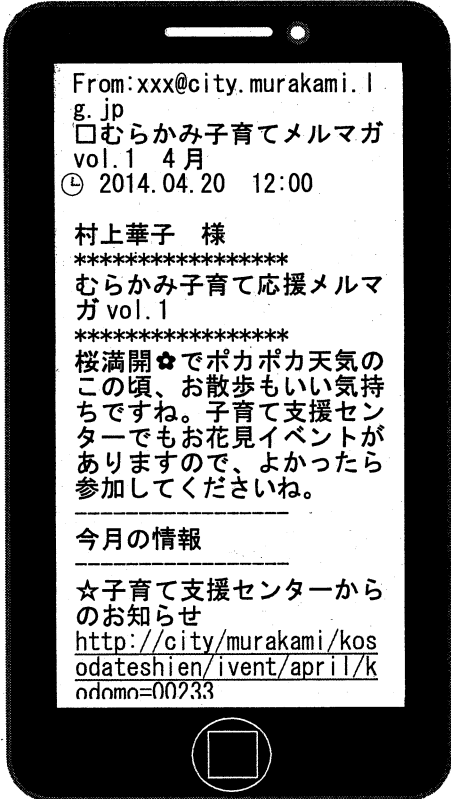
部 会 名	事業または施策名	シート番号
子育て支援部会	子育て支援メールマガジン	1
	乳児紙おむつ処理支援事業	2
雇用創出部会	企業設置奨励条例の拡充による企業誘致の推進	3
	企業立地促進法に基づく基本計画の策定	4
	空き工場、空き地バンクの開設	5
	新たな工業団地の確保の研究	6
	成人式での地元産業PRブースの開設	7
元気なまちづくり部会	村上市婚活支援事業補助金	8
	臨海学校の誘致	9

2 中長期的に取り組む事業

部 会 名	事業または施策名	シート番号
子育て支援部会	子育て支援センターの開設日の拡充	10
	発達障害や療育支援を要する子どもに対する相談体制の強化	11
	家庭児童相談員の体制強化	12
	子どもの人数に応じた新たな保育料の研究	13
	保育園で特徴あるカリキュラムの研究	14
	病児・病後児保育の実施	15
雇用創出部会	空き店舗活用チャレンジショップ事業の創設	16
	(仮) 産業元気プランの策定	17
	産業等の活性化補助制度の拡充	18
	雇用のミスマッチ解消に向けた支援制度の創設	19
元気なまちづくり部会	遊休公共用地を活用した若者向け住宅地の提供	20
	若者の交流を通じた地域活性化事業の推進（婚活関連事業）	21
	空き家等を活用した「まちの駅構想」の推進	22
	移住体験施設の設置の研究	23
	空き家バンク利用者支援補助金の創設	24

シート No. 1

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>子育て支援メールマガジン</p>		
<p>担当課</p>	<p>保健医療課、福祉課</p>	<p>担当部会</p>	<p>子育て支援部会</p>
<p>事業概要</p>	<p>【目的】 子育てに関する情報を必要な人に直接知らせることによって、情報の提供を効果的に行うとともに、健診の受け忘れなどを防ぐ。また、伝染病情報などの緊急情報をスピーディーに提供し、安心して子育てができる環境整備を図る。</p> <p>【内容】 就学前児童の親を対象に、子育て支援メールマガジンの受信登録を呼びかけ、月1回情報提供を行う。当面は保健、福祉関係の情報として、順次情報の内容充実を検討する。</p> <p>○記事の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康診査の予定 ・保育園の入園情報 ・子育て支援センター行事やお知らせ ・子どもに関する緊急のお知らせなど (緊急情報は随時行う。) <p>○受信登録について</p> <p>登録募集は保育園、健康診査会場で行う。また、すくすくファイルへのとじ込み等を活用する。携帯電話やスマートフォン、パソコンで登録していただく。</p>		
<p>備考</p>	<p>毎月1日 送信予定 (5月1日第1回目)</p>		



シート No. 2

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>乳児紙おむつ処理支援事業</p>		
<p>担当課</p>	<p>保健医療課、各支所地域振興課、 環境課</p>	<p>担当部会</p>	<p>子育て支援部会</p>
<p>事業概要</p>	<p>【目的】 乳児の紙おむつ処理を支援するため、指定ごみ袋を支給する。 子育てする親などに対する生活支援をすることで、子育てしやすい環境づくりの一助とする。</p> <p>【内容】 乳児（0歳児）1人につき、親又は世帯主に対し、中ごみ袋 60枚を支給する。また、0歳児が転入した際にも、その親又は世帯主に対し、中ごみ袋 60枚（1年分）を支給する。 （※平成 26 年 4 月 1 日以降に生まれた子から適用）</p> <p>○配布方法 保健医療課、各支所地域振興課 「すくすくファイル」という出生時に渡す子育て情報（健診、予防接種など）が入ったファイルと共に指定ごみ袋を渡す。</p> <p>○その他 取扱いについては、一般廃棄物の処理手数料減免と同様とする。</p> <p>○概要図</p> <pre> graph TD A[転入者] -- 届出 --> B[市民課
(福祉課)] C[出生者] -- 届出 --> B B -.-> 案内誘導 D[保健医療課] D -- 申請 --> A D -- 申請 --> C A -- 袋支給 --> D C -- 袋支給 --> D D -- 件数報告 --> E[環境課] </pre>		
<p>備考</p>	<p>減免予定額 600 千円</p>		

シート No. 3

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>企業設置奨励条例の拡充による企業誘致の推進</p>																																																																																																		
<p>担当課</p>	<p>商工観光課</p>	<p>担当部会</p>	<p>雇用創出部会</p>																																																																																																
<p>事業概要</p>	<p>【目的】 適用基準の緩和や奨励措置の拡充により、新規企業の進出や既存企業の設備投資を促進し雇用拡大を目指す。</p> <p>【内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">⇒</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">①適用基準の緩和</td> </tr> <tr> <td colspan="3">投下固定資本額要件（投資額要件）</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>5,000 万円以上</td></tr> <tr><td>増設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>移設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>増設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>移設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">雇用要件</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>10 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>増設</td><td>増加数 5 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>移設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>3 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>増設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>移設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">対象業種</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">製造業等</td><td>7 業種</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">コールセンターを追加</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">②固定資産税免除期間の延長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">免除期間 3 年間（一律）</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">免除期間 3 年間 常用雇用者数 9 名以下、または 投下固定資本額 10,000 万円未満</td></tr> <tr><td>免除期間 5 年間 常用雇用者数 10 人以上、かつ 投下固定資本額 10,000 万円以上</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">③用地取得助成金の拡充</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">助成率</td><td>20%</td></tr> <tr><td>取得面積</td><td>5,000 m²以上</td></tr> <tr><td>増加常用雇用者</td><td>25 人以上</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">助成率</td><td>30%</td></tr> <tr><td>取得面積</td><td>3,000 m²以上</td></tr> <tr><td>増加常用雇用者</td><td>10 人以上</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">④新規雇用促進奨励金の拡充</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">（ 無 ）</td></tr> <tr><td>事業開始から 1 年以内の市内雇用者 （常用）1 人につき 10 万円</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">申請日から事業開始までの市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円</td></tr> <tr><td>事業開始から 1 年以内の市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑤新設企業賃借料補助金の創設</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">（ 無 ）</td></tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">貸地、貸工場等の賃料（月額 10 万円以上の 場合）の 20% を 3 年間補助（常用雇用者 3 人以上、新設企業に限る、月額上限 10 万円）</td></tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>			改正前	⇒	改正後	①適用基準の緩和			投下固定資本額要件（投資額要件）			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>5,000 万円以上</td></tr> <tr><td>増設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>移設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> </table>	新設	5,000 万円以上	増設	3,000 万円以上	移設	3,000 万円以上	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>増設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>移設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> </table>	新設	3,000 万円以上	増設	3,000 万円以上	移設	3,000 万円以上	雇用要件			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>10 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>増設</td><td>増加数 5 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>移設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> </table>	新設	10 人以上（常用）	増設	増加数 5 人以上（常用）	移設	増加数 3 人以上（常用）	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>3 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>増設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>移設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> </table>	新設	3 人以上（常用）	増設	増加数 3 人以上（常用）	移設	増加数 3 人以上（常用）	対象業種			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">製造業等</td><td>7 業種</td></tr> </table>	製造業等	7 業種	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">コールセンターを追加</td></tr> </table>	コールセンターを追加	②固定資産税免除期間の延長			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">免除期間 3 年間（一律）</td></tr> </table>	免除期間 3 年間（一律）	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">免除期間 3 年間 常用雇用者数 9 名以下、または 投下固定資本額 10,000 万円未満</td></tr> <tr><td>免除期間 5 年間 常用雇用者数 10 人以上、かつ 投下固定資本額 10,000 万円以上</td></tr> </table>	免除期間 3 年間 常用雇用者数 9 名以下、または 投下固定資本額 10,000 万円未満	免除期間 5 年間 常用雇用者数 10 人以上、かつ 投下固定資本額 10,000 万円以上	③用地取得助成金の拡充			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">助成率</td><td>20%</td></tr> <tr><td>取得面積</td><td>5,000 m²以上</td></tr> <tr><td>増加常用雇用者</td><td>25 人以上</td></tr> </table>	助成率	20%	取得面積	5,000 m ² 以上	増加常用雇用者	25 人以上	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">助成率</td><td>30%</td></tr> <tr><td>取得面積</td><td>3,000 m²以上</td></tr> <tr><td>増加常用雇用者</td><td>10 人以上</td></tr> </table>	助成率	30%	取得面積	3,000 m ² 以上	増加常用雇用者	10 人以上	④新規雇用促進奨励金の拡充			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">（ 無 ）</td></tr> <tr><td>事業開始から 1 年以内の市内雇用者 （常用）1 人につき 10 万円</td></tr> </table>	（ 無 ）	事業開始から 1 年以内の市内雇用者 （常用）1 人につき 10 万円	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">申請日から事業開始までの市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円</td></tr> <tr><td>事業開始から 1 年以内の市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円</td></tr> </table>	申請日から事業開始までの市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円	事業開始から 1 年以内の市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円	⑤新設企業賃借料補助金の創設			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">（ 無 ）</td></tr> </table>	（ 無 ）	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">貸地、貸工場等の賃料（月額 10 万円以上の 場合）の 20% を 3 年間補助（常用雇用者 3 人以上、新設企業に限る、月額上限 10 万円）</td></tr> </table>	貸地、貸工場等の賃料（月額 10 万円以上の 場合）の 20% を 3 年間補助（常用雇用者 3 人以上、新設企業に限る、月額上限 10 万円）
改正前	⇒	改正後																																																																																																	
①適用基準の緩和																																																																																																			
投下固定資本額要件（投資額要件）																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>5,000 万円以上</td></tr> <tr><td>増設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>移設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> </table>	新設	5,000 万円以上	増設	3,000 万円以上	移設	3,000 万円以上	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>増設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> <tr><td>移設</td><td>3,000 万円以上</td></tr> </table>	新設	3,000 万円以上	増設	3,000 万円以上	移設	3,000 万円以上																																																																																					
新設	5,000 万円以上																																																																																																		
増設	3,000 万円以上																																																																																																		
移設	3,000 万円以上																																																																																																		
新設	3,000 万円以上																																																																																																		
増設	3,000 万円以上																																																																																																		
移設	3,000 万円以上																																																																																																		
雇用要件																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>10 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>増設</td><td>増加数 5 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>移設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> </table>	新設	10 人以上（常用）	増設	増加数 5 人以上（常用）	移設	増加数 3 人以上（常用）	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">新設</td><td>3 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>増設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> <tr><td>移設</td><td>増加数 3 人以上（常用）</td></tr> </table>	新設	3 人以上（常用）	増設	増加数 3 人以上（常用）	移設	増加数 3 人以上（常用）																																																																																					
新設	10 人以上（常用）																																																																																																		
増設	増加数 5 人以上（常用）																																																																																																		
移設	増加数 3 人以上（常用）																																																																																																		
新設	3 人以上（常用）																																																																																																		
増設	増加数 3 人以上（常用）																																																																																																		
移設	増加数 3 人以上（常用）																																																																																																		
対象業種																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">製造業等</td><td>7 業種</td></tr> </table>	製造業等	7 業種	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">コールセンターを追加</td></tr> </table>	コールセンターを追加																																																																																														
製造業等	7 業種																																																																																																		
コールセンターを追加																																																																																																			
②固定資産税免除期間の延長																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">免除期間 3 年間（一律）</td></tr> </table>	免除期間 3 年間（一律）	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">免除期間 3 年間 常用雇用者数 9 名以下、または 投下固定資本額 10,000 万円未満</td></tr> <tr><td>免除期間 5 年間 常用雇用者数 10 人以上、かつ 投下固定資本額 10,000 万円以上</td></tr> </table>	免除期間 3 年間 常用雇用者数 9 名以下、または 投下固定資本額 10,000 万円未満	免除期間 5 年間 常用雇用者数 10 人以上、かつ 投下固定資本額 10,000 万円以上																																																																																														
免除期間 3 年間（一律）																																																																																																			
免除期間 3 年間 常用雇用者数 9 名以下、または 投下固定資本額 10,000 万円未満																																																																																																			
免除期間 5 年間 常用雇用者数 10 人以上、かつ 投下固定資本額 10,000 万円以上																																																																																																			
③用地取得助成金の拡充																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">助成率</td><td>20%</td></tr> <tr><td>取得面積</td><td>5,000 m²以上</td></tr> <tr><td>増加常用雇用者</td><td>25 人以上</td></tr> </table>	助成率	20%	取得面積	5,000 m ² 以上	増加常用雇用者	25 人以上	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">助成率</td><td>30%</td></tr> <tr><td>取得面積</td><td>3,000 m²以上</td></tr> <tr><td>増加常用雇用者</td><td>10 人以上</td></tr> </table>	助成率	30%	取得面積	3,000 m ² 以上	増加常用雇用者	10 人以上																																																																																					
助成率	20%																																																																																																		
取得面積	5,000 m ² 以上																																																																																																		
増加常用雇用者	25 人以上																																																																																																		
助成率	30%																																																																																																		
取得面積	3,000 m ² 以上																																																																																																		
増加常用雇用者	10 人以上																																																																																																		
④新規雇用促進奨励金の拡充																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">（ 無 ）</td></tr> <tr><td>事業開始から 1 年以内の市内雇用者 （常用）1 人につき 10 万円</td></tr> </table>	（ 無 ）	事業開始から 1 年以内の市内雇用者 （常用）1 人につき 10 万円	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">申請日から事業開始までの市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円</td></tr> <tr><td>事業開始から 1 年以内の市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円</td></tr> </table>	申請日から事業開始までの市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円	事業開始から 1 年以内の市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円																																																																																													
（ 無 ）																																																																																																			
事業開始から 1 年以内の市内雇用者 （常用）1 人につき 10 万円																																																																																																			
申請日から事業開始までの市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円																																																																																																			
事業開始から 1 年以内の市内雇用者（常用）1 人につき 10 万円																																																																																																			
⑤新設企業賃借料補助金の創設																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">（ 無 ）</td></tr> </table>	（ 無 ）	⇒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">貸地、貸工場等の賃料（月額 10 万円以上の 場合）の 20% を 3 年間補助（常用雇用者 3 人以上、新設企業に限る、月額上限 10 万円）</td></tr> </table>	貸地、貸工場等の賃料（月額 10 万円以上の 場合）の 20% を 3 年間補助（常用雇用者 3 人以上、新設企業に限る、月額上限 10 万円）																																																																																															
（ 無 ）																																																																																																			
貸地、貸工場等の賃料（月額 10 万円以上の 場合）の 20% を 3 年間補助（常用雇用者 3 人以上、新設企業に限る、月額上限 10 万円）																																																																																																			
<p>備考</p>	<p>平成 26 年度当初予算 新設企業賃借料補助金 480 千円 ③④は申請により随時補正対応</p>																																																																																																		

シート No. 4

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>企業立地促進法に基づく基本計画の策定</p>		
<p>担当課</p>	<p>商工観光課</p>	<p>担当部会</p>	<p>雇用創出部会</p>
<p>事業概要</p>	<p>【目的】 県と市が共同して当該地域の特色・強みを生かした「集積業種」を定め、基本計画を策定することで事業者を支援する。</p> <p>【計画策定による効果】</p> <p>① 不動産取得税（県税）の免除 ・取得した事業用地、建物等を対象とする。</p> <p>② 日本政策金融公庫による低利融資制度 ・設備資金及び運転資金が対象となる。（既設企業も対象） など</p> <p>事業者は支援対象となる工場等の新增設の着手や機械装置の取得前に「企業立地計画」や「事業高度化計画」の事前承認を受けることが必要となる。</p> <div data-bbox="558 1254 1324 1724" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the relationship between industrial development and local government support. It features two types of industrial buildings: a modern multi-story office-style building and a traditional factory with smokestacks. A large white arrow points from these buildings towards a dark grey map of Murayama City (村上市). A second white arrow points from the map back towards the buildings, suggesting a feedback loop or the application of local policies to industrial projects.</p> </div>		
<p>備考</p>	<p>平成 26 年度当初予算 企業立地促進法基本計画策定業務委託料 3,887 千円</p>		




シート No. 5

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>空き工場、空き地バンクの開設</p>		
<p>担当課</p>	<p>商工観光課</p>	<p>担当部会</p>	<p>雇用創出部会</p>
<p>事業概要</p>	<p>【目的】 市の工業団地は物件に限りがあり企業への工場適地の紹介について苦慮している。企業訪問や電話照会等で工場用地や貸工場、貸事務所等の情報提供を求められることが多くあるため、民有地の情報を収集し、公開することにより企業誘致の推進を図る。</p> <p>【内容】 市内不動産業者や物件所有者から空き工場や空き地等の情報をいただき、市ホームページで公開する。 企業より物件照会があった場合、当該物件を管理する不動産業者及び所有者を紹介する。</p> <pre> graph TD A[市内不動産業者 物件所有者] -- ① 情報提供依頼 --> B[村上市] B -- ② 情報提供 --> A B -- ③ とりまとめ ・ホームページ公開 --> B C[進出企業等] -- ④ 問合せ --> B B -- ⑤ 管理人を紹介 --> C C -- ⑥ 詳細情報の照会 --> A A -- ⑦ 詳細情報の提供 --> C C -- ⑧ 検討 --> C </pre>		
<p>備考</p>			

シート No. 6

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>新たな工業団地の確保の研究</p>		
<p>担当課</p>	<p>政策推進課、商工観光課、 農林水産課</p>	<p>担当部会</p>	<p>雇用創出部会</p>
<p>事業概要</p>	<p>【目 的】 現在利用可能な工業団地の区画は小規模であり、市へ進出意欲のある企業に対し迅速かつ柔軟な対応を図る必要があることから、大規模な工業用地を確保し積極的な企業誘致を展開する。</p> <p>【内 容】 日下地内にある県営山辺里地区ほ場整備事業による創設非農用地（約 70,000 m²）について下記の研究に着手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係法の手続き変更 ・ 既存工業団地の現状整理を含めた市全域での土地利用計画の策定 <div data-bbox="549 1115 1327 1684" data-label="Image"> </div> <p>画像 ©2014 Cnes/Spot Image, DigitalGlobe, 地図データ ©2014 ZENRIN, Google</p>		
<p>備 考</p>			

シートNo. 7

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>成人式での地元産業PRブースの開設</p>		
<p>担当課</p>	<p>政策推進課、生涯学習課 (農林水産課、商工観光課)</p>	<p>担当部会</p>	<p>雇用創出部会</p>
<p>事業概要</p>	<p>【目的】 毎年約 500 名が集まる成人式会場内にブースを設け地元産業の魅力を発信する。</p>  <p>【内容】 ・地元産業及び地場産業の就労者によるPRブースの開設。</p>  		
<p>備考</p>	<p>開設業種等については未調整 関係機関及び団体に協力を要請する</p>		

シート No. 8

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>村上市婚活支援事業補助金</p>		
<p>担当課</p>	<p>政策推進課</p>	<p>担当部会</p>	<p>元気なまちづくり部会</p>
<p>事業概要</p>	<p>【目 的】 男女の出会いの場や交流イベントなどを企画する団体等に対し、補助金を交付し、婚姻による定住化、出生数の増加を目指す。</p> <p>【内 容】 補助金概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象者 婚活を支援する企業（営利含む）、NPO、団体（宗教、政治団体等を除く）で市内、市外は問わない。 2. 対象事業 20 歳以上の独身男女を対象とする交流イベントで、20 人以上が参加し、その過半数は市内在住者および在勤者であること、かつ、男女同数を目標として募集すること。また、交流イベントは市内において行うこと。 3. 補助対象経費 謝金、消耗品費、印刷製本費、通信費、手数料、使用料など ただし、飲食・宿泊経費や備品購入費は除く 4. 補助額 補助対象者が市内の者は補助対象経費の 3/4 以内（10 万円限度） 補助対象者が市外の者は補助対象経費の 1/2 以内（10 万円限度） <div data-bbox="1066 1473 1380 1787" style="text-align: right;"> </div>		
<p>備 考</p>	<p>概算金額 500 千円 (1 事業 10 万円×5 件)</p>		

シートNo. 9

<p>事業名 (施策名)</p>	<p>臨海学校の誘致</p>																		
<p>担当課</p>	<p>商工観光課</p>	<p>担当部会</p>	<p>元気なまちづくり部会</p>																
<p>事業概要</p>	<p>【目 的】 瀬波海岸における臨海学校の誘致により、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災後、埼玉県の高校が瀬波海岸で臨海学校を開催しており、継続した誘致活動の実施。 ・ 関東圏への訪問活動による新規学校の開拓。 ・ パンフレットを作成し、海岸に隣接していない県へのPR活動。 <p>※これまでの実績と予定</p> <table border="0"> <tr> <td>H24</td> <td>埼玉県浦和高校</td> <td>瀬波温泉 3泊4日</td> <td>約 450 人</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>埼玉県浦和高校</td> <td>瀬波温泉 3泊4日</td> <td>約 490 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埼玉県ふじみ野高校</td> <td>瀬波温泉 2泊3日</td> <td>約 100 人</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td colspan="3">浦和高校、ふじみ野高校のほか、東京都内中学校の仮予約あり</td> </tr> </table> <div data-bbox="869 1384 1374 1722" style="text-align: right;"> </div> <p>(平成 24 年 7 月 埼玉県浦和高校)</p>			H24	埼玉県浦和高校	瀬波温泉 3泊4日	約 450 人	H25	埼玉県浦和高校	瀬波温泉 3泊4日	約 490 人		埼玉県ふじみ野高校	瀬波温泉 2泊3日	約 100 人	H26	浦和高校、ふじみ野高校のほか、東京都内中学校の仮予約あり		
H24	埼玉県浦和高校	瀬波温泉 3泊4日	約 450 人																
H25	埼玉県浦和高校	瀬波温泉 3泊4日	約 490 人																
	埼玉県ふじみ野高校	瀬波温泉 2泊3日	約 100 人																
H26	浦和高校、ふじみ野高校のほか、東京都内中学校の仮予約あり																		
<p>備 考</p>	<p>経済効果 (推定) 平成 25 年度 約 15,000 千円</p>																		

シートNo.10

事業名 (施策名)	子育て支援センターの開設日の拡充	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	福祉課	担当部会	子育て支援部会
今後の 取組方法	<p>各種アンケート及び聞き取り調査においても、「休日に親子で遊べる施設の設置」が高い数値を示している。</p> <p>働いている親も参加でき、保育園へのスムーズな移行（入園）も期待できるが、人的配置が必要になることから、休日に試験的開所も検討しながら利用者ニーズを把握し、平成 27 年度からの実施を目指す。</p>		

シートNo.11

事業名 (施策名)	発達障害や療育支援を要する子どもに対する相談体制の強化	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	学校教育課、福祉課	担当部会	子育て支援部会
今後の 取組方法	<p>年々相談件数が増えているが、現体制では十分な対応が取れていない状況にある。今後もニーズの高まりが想定されるが、専門性の高い分野であり、相談員の確保・育成が大きな課題となっている。</p> <p>相談場所（ことばとこころの相談室等）の確保を含め関係機関との連携を図り、平成 27 年度からの相談体制の強化を目指す。</p>		

シートNo.12

事業名 (施策名)	家庭児童相談員の体制強化	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	福祉課	担当部会	子育て支援部会
今後の 取組方法	<p>現在、非常勤特別職 2 名で対応しているが児童虐待や育児放棄等、子育てを取り巻く困難事例は増加している現状にあり、今後も増加することが想定されるとともに、訪問範囲の広さが大きな課題となっている。</p> <p>平成 26 年度に「村上市子ども若者総合サポート会議」を設置し、地域の関係機関と連携し総合的な支援体制づくりを推進するが、大きなウェイトを占める家庭児童相談員について平成 27 年度からの増員を目指す。</p>		

シートNo.13

事業名 (施策名)	子どもの人数に応じた新たな保育料の研究	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	福祉課	担当部会	子育て支援部会
今後の 取組方法	<p>出産への動機づけや経済的な支援につながる効果が期待できるが、予算への影響や幼稚園の経営環境を圧迫する可能性もあることから慎重な判断が必要である。</p> <p>今後、子ども・子育て支援法（新制度）による料金の考え方が示されることから、新たな支援の在り方と現行制度の拡充を予算影響額の観点も含めて研究に着手する。</p>		

シートNo.14

事業名 (施策名)	保育園で特徴あるカリキュラムの研究	実施目標 年 度	平成 28 年度
担当課	福祉課	担当部会	子育て支援部会
今後の 取組方法	<p>特徴的なカリキュラムの導入により保育園の独自性を高め、他自治体との差別化を図ることを目的とするが、外部指導員等の専門的知識が必要である。</p> <p>平成 26 年度から開園される「あらかわ保育園」や幼稚園の事業内容を幼保連携の中で研究しつつ、保護者ニーズや地域の特性を踏まえ保育内容を再検討する。</p>		

シートNo.15

事業名 (施策名)	病児・病後児保育の実施	実施目標 年 度	平成 28 年度
担当課	福祉課、保健医療課	担当部会	子育て支援部会
今後の 取組方法	<p>女性の社会進出に伴い共働き世帯が増加しており、子育て環境の整備充実を図るうえで効果と関心の高い事業である。</p> <p>医療機関との連携・協力体制の確保の他、稼働率や採算性確保等、大きな課題を抱える事業であるが、平成 28 年度からの開設を目指し、先行市町村の研究を進めるとともに、医師会、県立病院、医療機関に対し粘り強く働きかける。</p>		

シートNo.16

事業名 (施策名)	空き店舗活用チャレンジショップ 事業の創設	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	商工観光課	担当部会	雇用創出部会
今後の 取組方法	<p>空き店舗を活用し起業者の初期投資の軽減を図り起業意欲の向上を目指す事業。</p> <p>市で借り上げた空き店舗を貸し付ける手法や、個人契約へ支援する方法等、財産管理についての整理が必要だが、モデル事業としては町屋の人形さま巡りや屏風まつり等のイベント期間での平成 27 年度実施を目指し、その結果を検証しながら利用しやすい制度の創設を目指す。</p>		

シートNo.17

事業名 (施策名)	(仮) 産業元気プランの策定	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	政策推進課、商工観光課、 農林水産課	担当部会	雇用創出部会
今後の 取組方法	<p>旧村上市で策定したプランの策定手法を参考に、農林漁業の 6 次産業化や農商工連携を推進する具体的なプランづくりを進め、本市の地域資源を生かした起業を促進し雇用創出を図る。</p> <p>平成 26 年度は現状の検証と課題整理等の庁内検討を進め、平成 27 年度に民間・産業団体と連携しプランを策定、平成 28 年度からの事業実施を目指す。</p>		

シートNo.18

事業名 (施策名)	産業等の活性化補助制度の拡充	実施目標 年 度	平成 28 年度
担当課	政策推進課、商工観光課、 農林水産課	担当部会	雇用創出部会
今後の 取組方法	<p>創設 5 年目を迎えた現制度について、社会情勢の変化に応じた見直しを実施するもの。</p> <p>また、平成 27 年度に策定する(仮) 産業元気プランに掲げる事業の実施を支援する制度と位置付けるため、制度の構築はプラン策定と同時に進め、平成 28 年度からの制度拡充を目指す。</p>		

シートNo.19

事業名 (施策名)	雇用のミスマッチ解消に向けた支援制度の創設	実施目標 年 度	平成 28 年度
担当課	商工観光課	担当部会	雇用創出部会
今後の 取組方法	<p>企業への支援ではなく、就労者への支援を中心に段階的に事業を試行導入しながら、平成 28 年度からの実施を目指す。</p> <p>ミスマッチ要因の一つである特殊資格が取得しやすい環境を提供するため、講習会の開催や職業訓練校のメニューの見直しを、関係機関と連携して進めるとともに、国県の実施する支援施策との積極的なコラボレーションを展開する。</p>		

シートNo.20

事業名 (施策名)	遊休公共用地を活用した若者向け住宅地の提供	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	政策推進課、財政課、各支所地域振興課、都市整備課	担当部会	元気なまちづくり部会
今後の 取組方法	<p>現在使用していない市有地を、定住志向のある若者に対し低価格で提供し、定住人口の拡大を目指すもの。</p> <p>対象財産の特定作業の他、提供対象者の条件の設定、提供価格の設定や手法における市内の宅地開発関連団体との調整等の課題はあるが、地域事情も考慮しながら平成 27 年度からの実施に向けた制度設計に着手する。</p>		

シートNo.21

事業名 (施策名)	若者の交流を通じた地域活性化事業の推進（婚活関連事業）	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	政策推進課、生涯学習課	担当部会	元気なまちづくり部会
今後の 取組方法	<p>若者の交流の場、機会の提供により晩婚化や未婚化の拡大を防ぐとともに、イベントの実施による地域活性化を目指す。</p> <p>昨年実施した「婚活事業に関する各団体との意見交換会」を契機に、参加者によるネットワークが構築されつつあり、平成 26 年度中に「(仮)若人サークル」を組織化し、平成 27 年度の当サークルの企画・運営による婚活関連事業の実施を目指す。</p>		

シートNo.22

事業名 (施策名)	空き家等を活用した「まちの駅構想」の推進	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	自治振興課、各支所地域振興課 政策推進課	担当部会	元気なまちづくり部会
今後の 取組方法	<p>まちづくり協議会の交流拠点（交流サロン）であり、かつ来訪者への案内役を担う「まちの駅」を設置し、交流人口の拡大を図るとともに空き家の有効活用を目指す。</p> <p>平成 27 年度の設置に向け各まちづくり協議会とのサポート体制の協議を進めるほか、空き家の確保、財産管理の在り方の研究を進める。</p>		

シートNo.23

事業名 (施策名)	移住体験施設の設置の研究	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	自治振興課、各支所地域振興課 政策推進課	担当部会	元気なまちづくり部会
今後の 取組方法	<p>空き家バンク制度の利用登録者（市への移住を検討している方）に対し、一定期間のお試し移住体験ができる施設を設置するもの。</p> <p>空き家を活用した施設とするため、利用期間の設定、財産の管理方法、利用者へのサポート体制等、多くの課題があるため他自治体の事例を参考に研究を進め、平成 28 年度からの事業開始を目指す。</p>		

シートNo.24

事業名 (施策名)	空き家バンク利用者支援補助金の創設	実施目標 年 度	平成 27 年度
担当課	政策推進課、各支所地域振興課	担当部会	元気なまちづくり部会
今後の 取組方法	<p>空き家バンク利用者へ補助金を交付する形での支援を進め、定住人口の拡大を図るもの。</p> <p>物件登録を推奨する目的の支援と、本市へ定住する人への支援の両面での支援を検討してきたが、今まで支援制度の無い中で多くの定住者を迎えた本市の空き家バンク制度の特徴を重視しながらも、登録物件の確保に向けた取組が急がれるため、平成 27 年度の補助金制度の創設を目指す。</p>		

Ⅲ 参考資料

1 策定体制

(1) 委員会

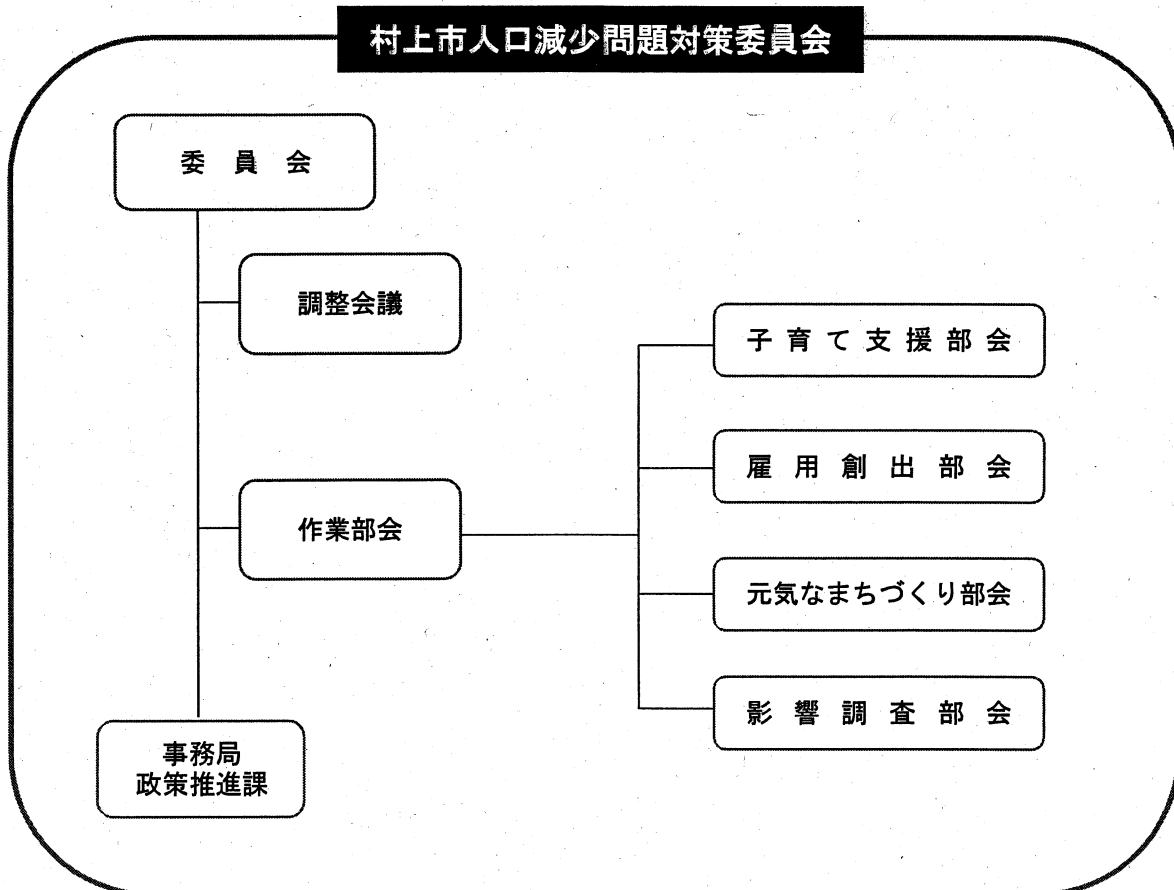
委員長 市長
副委員長 副市長 教育長
委員 庁議メンバーの課長級職員
事務局 政策推進課企画政策室

(2) 調整会議

副委員長（副市長、教育長）及び各作業部会の正副部長で構成
委員会の提案案件の協議・調整

(3) 作業部会

子育て支援部会、雇用創出部会、元気なまちづくり部会、影響調査部会を設置
正副部長 課長級または課長補佐級
部会員 課長補佐級または係長級
各部会 10名程度で構成



2 各会議の開催状況

年	月	日	会 議 名	付記	
平成 25 年	4 月	23 日	第 1 回 対策委員会		
	5 月	17 日	第 1 回 調整会議		
		24 日	第 1 回 元気なまちづくり部会		
			第 1 回 影響調査部会		
		29 日	第 1 回 子育て支援部会		
		30 日	第 1 回 雇用創出部会		
		6 月	18 日	第 2 回 子育て支援部会	
	20 日		第 2 回 雇用創出部会		
			第 2 回 元気なまちづくり部会		
	25 日		第 2 回 影響調査部会		
	27 日		第 2 回 調整会議		
	7 月	2 日	第 2 回 対策委員会		
		30 日	第 3 回 雇用創出部会		
	8 月	26 日	第 4 回 雇用創出部会		
	9 月	9 日	第 3 回 子育て支援部会		
		19 日	第 3 回 元気なまちづくり部会		
		25 日	第 4 回 子育て支援部会		
	10 月	8 日	第 5 回 雇用創出部会		
		11 日	第 4 回 元気なまちづくり部会		
		17 日	第 5 回 子育て支援部会		
		25 日	第 3 回 調整会議		
		30 日	第 3 回 対策委員会		
	11 月	29 日	第 5 回 元気なまちづくり部会		
	12 月	12 日	第 4 回 調整会議	紙面協議	
			第 6 回 元気なまちづくり部会		
		16 日	第 6 回 雇用創出部会		
		19 日	第 6 回 子育て支援部会		
		25 日	第 4 回 対策委員会	行革本部会議	
	平成 26 年	2 月	10 日	第 7 回 子育て支援部会	
				第 7 回 元気なまちづくり部会	
			14 日	第 7 回 雇用創出部会	
3 月		5 日	第 5 回 調整会議		
		18 日	第 5 回 対策委員会		

3 影響調査部会での検討結果

影響調査部会では、2040年までの数値を推計しても、現実味がないという結論になり、現行の制度に変更がないと仮定して2020年までの推計値を積算することになった。

(1) 普通交付税

普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引き、財源不足額に対し交付される。基準財政需要額を試算するにあたり、人口が基になって算出される経費について、推計人口に数値を置き換えて計算することが考えられるが、該当する経費は3分の1程度である。基準財政収入額については、推計できるものは市税のみである。このことから、人口減少のみを考えた影響額を積算することは正確性に欠けるため、適当ではないという結論となった。

仮に上の条件で2020年の試算をした場合、平成24年度の普通交付税額と比較し、約6.8億円減少となる推計となった。

また、合併算定替交付は平成27年度で終了し、平成28年度から平成32年度まで段階的に減額となる。

(2) 国民健康保険医療費

年齢階層別に推計した国民健康保険被保険者1人あたりの医療費から医療費総額及び税需要額を推計した。

医療費総額は、1人あたり医療費の高い70～74歳被保険者数がピークとなる2020年が最大となり、その後は人口減少に伴い減少していく推計となった。

(3) 国民健康保険税

推計医療費から算出した税需要額から調定額を算出、推計被保険者数等から必要な所得割、均等割、平等割を推計した。

医療費総額が最大となる見込みの2020年には、被保険者1人あたりの税額が現在の税額の3割増加となる推計となった。

(4) 後期高齢者医療制度

市全体の人口は減少していくが、後期高齢者医療の加入者（主に75歳以上）については、当分の間、微増となる見込みであり、人口減少による影響はほぼないものと推測できる。

(5) 軽自動車税

65以上の高齢者は軽自動車に乗る傾向があるため、高齢者人口の増加による軽自動車台数の増加、少子化による家族構成の変化から、大型車よりも軽自動車の需要が高まることや、電気自動車販売増加による増加要素があるが、人口減少による保有者数の減少や、新規免許取得者の減少による減少要素もあるため、増減の影響が少ない推計となった。

(6) 個人住民税

均等割額については、納税義務者数が減少するが、平成26年度から10年間、納税義務者1人あたり500円増税となるため、増加する推計となる。

所得割額については、給与所得と年金所得は見込むことができ、給与所得者数の減少及び給与収入額が減少傾向であること、年金支給額が物価スライドの関係で段階的に減少していることを考慮した。また、農業所得、譲渡所得は人口減少の影響を受けにくい所得であるため、平成25年度予算の積算値と同じ数値として算出すると、所得割額全体で年1%ずつ減少する推計となった。

(7) 介護保険料

高齢者人口の増加に伴う、介護サービス利用者の増加による、介護保険給付費等の増加や、第5期介護保険事業計画と同様の施設整備を行った場合の影響を加味し、第6期・第7期の介護保険料を算出すると、2020年には平成24年度保険料の2～3割増加する推計となった。

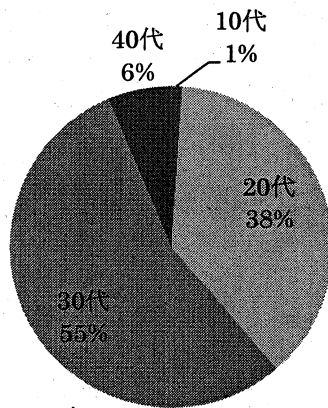
4 市民等からの意見の聴取状況

(1) 子育てアンケート

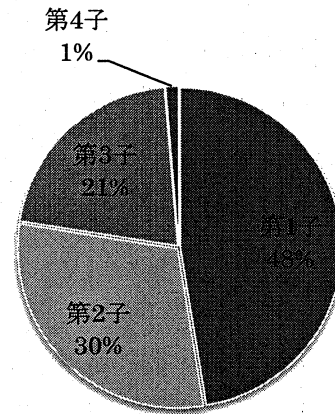
概要 乳幼児健診及び新生児訪問時、また、母子手帳交付時にアンケートを実施した。

	種別	調査期間	人数	備考
ア調査	乳幼児健診及び新生児訪問時アンケート	10月～12月	80人	質問内容に複数回答項目有
イ調査	母子手帳交付時アンケート	10月～12月	延べ528人	質問内容に複数回答項目有

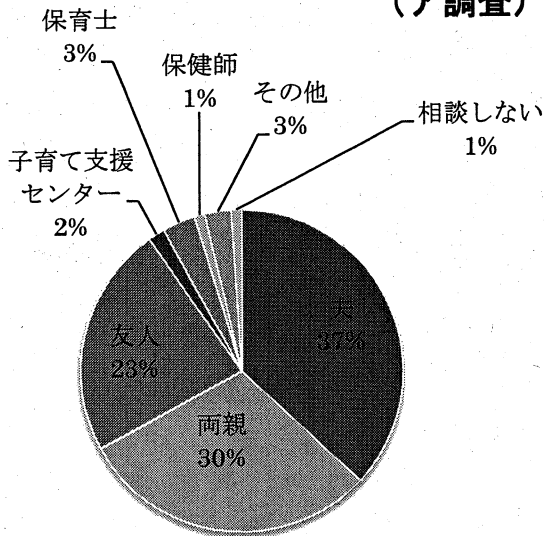
① お母さんの年齢 (ア、イ調査)



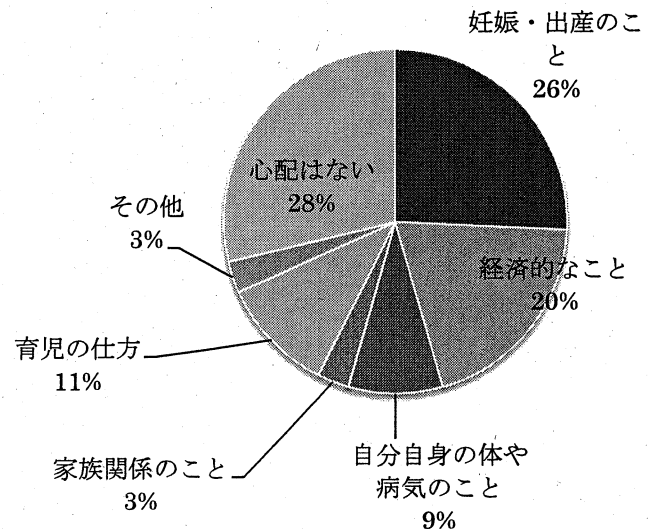
② 何番目のお子さんですか (ア調査)



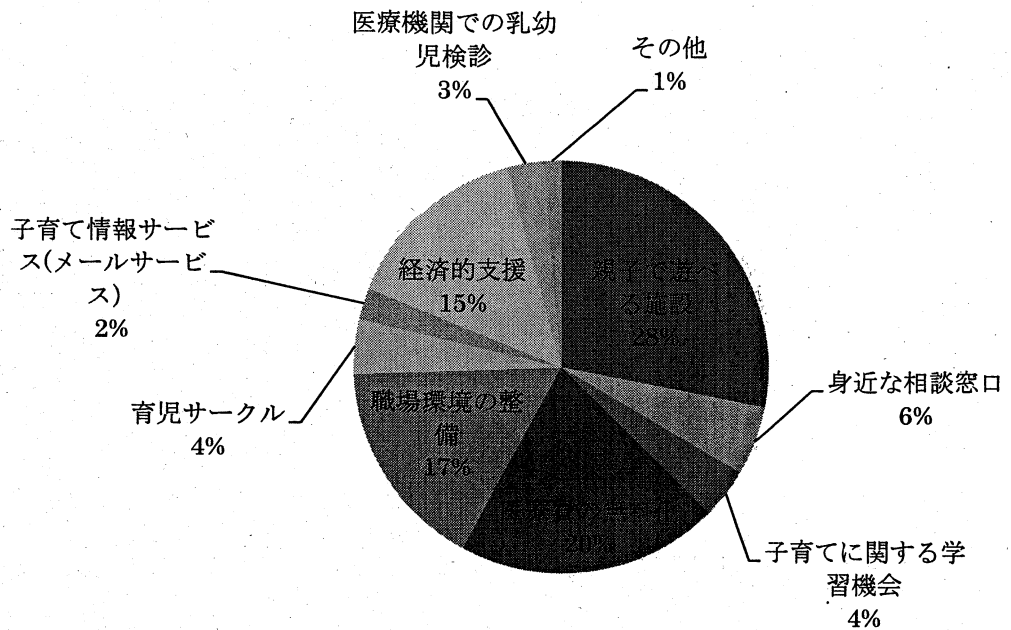
③ 主な相談相手はどなたですか (ア調査)



④ 心配に思うこと何ですか (ア調査)



⑤ 子育てに関する支援 (ア、イ調査)

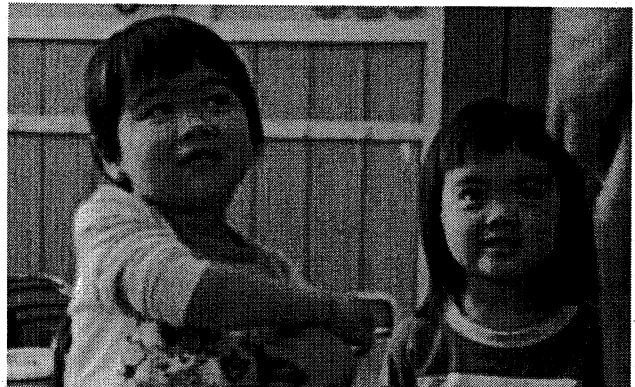


◆アンケートの分析について

ア調査：乳幼児健診及び新生児訪問時アンケート

イ調査：母子手帳交付時アンケート

- >①グラフから、母の年齢は30歳代が5割を超えており、出産年齢のピークは30歳代となる。30歳代で初産を迎える方も多くなっており、出産数にも影響があると思われる。そうした中、
- ②グラフから、第3子という方が約2割おり、意外に多いという印象を持った。
- >④⑤グラフから、「経済的なこと」が不安。また、「医療費の無償化」や「経済的支援」を求める方が多い。「子育てしながら働ける環境づくり」が一層求められている。
- >⑤グラフから、「親子で遊べる施設」という要望が最も多く、「子育ての仲間づくり」や「子育てを楽しみたい」、「天候に左右されずに遊ばせることのできる場所がほしい」という思いが感じられる。



(2) 子育て支援センター訪問聞き取り調査

概要 子育て支援センター(山辺里、神林)の利用者に対し、対面での聞き取りを行った

日時 平成25年10月10日(木) 午前10時～

① 参加者の状況

- ・ いずれの施設も利用者は市内各地区から車などで通ってきていた。
- ・ お母さんが多いが、おばあちゃんもいる。



②参加者の声

Q1. 子育て支援センターの感想を聞かせてください

➢私にはなくてはならないところで、ありがたい。他の子と触れ合える、友達ができる、共感できる人がいる。

➢支援センターの先生方が一生懸命に盛り立ててくれる。

➢支援センターに最初に来るとき、一人なので勇気が必要だった。近くに子どもがいないので勇気を出して来て良かったと思っている。

➢子どもがハイハイだから家で遊ぶしかなく、天気が悪いと閉じこもりがちになってとても辛かった。そんな時、この支援センターを知った。とても助かった。

Q2. 最初のキッカケは何ですか

➢保健師さんからの紹介された(圧倒的に多い)。 ➢広報で知った。

➢子どもの検診時に紹介された。 ➢友人が利用していた。

➢夫の転勤で引っ越してきた。最近はこの市町村もあるので、ホームページで調べて知った。

Q3. 悩みごとや市への要望はありますか

➢保育園のこと ➢働きたい ➢予防接種のこと ➢要望は特にはない

➢支援センターの土日の開所(働いている人も来たいと言っている、子育てに休日がない。)

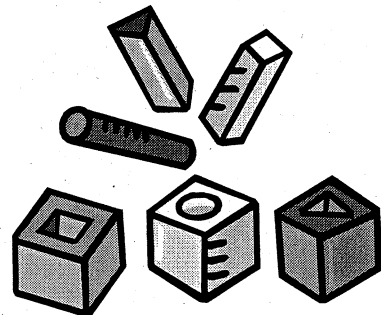
② 訪問結果を受けて

子育て中のお母さんの要望を直接聞いても、「大きな望みはない」と言う方が多かったが、直接では言いにくいところもあったことと思われる。しかし、子育て支援センターの重要性はどのお母さんも認めており、ほぼ8割以上の方が乳児の検診時や保健師の紹介によるものであった。また、少子化の影響からか「近くに子どもがいない」との声があり、話題や悩みを共有できる仲間や子育ての仲間が集う場所を求めている。

「土日であっても子育てに休みがない」

「雨の日は出かけられない」

このような施設を休日に開所することは、働くお母さんが子育ての話題を共有する場にもなり、子育てに関する情報を得ることができるという意見もあった。



(3) 企業懇談会参加者アンケート

概要 31団体を対象にアンケートを実施し、企業懇談会で意見交換を行った。
アンケート回答19社、懇談会参加18社
日時 平成25年11月7日(木)
場所 村上市民ふれあいセンター 2階 研修会議室

～市内雇用を拡大させるにはどのような施策が必要と思われますか～

○企業誘致・支援

- ・地元産業に関連する企業、新産業の集積による企業誘致を進める。
- ・用地や建屋を格安で賃貸するなど移転(転入)しやすい環境づくりや既存の中小企業への支援。

○観光・交流人口拡大

- ・若者が集まる観光施設を整備する。
- ・観光に力を入れ小規模であっても雇用する事業所を増やす。
- ・交流人口の拡大は物販販売や地域活性化、活力ある人材確保と地域づくりにつながる。

○地場産業

- ・地域特有の素材を生かした産業の拡大、6次産業化の推進、後継者や担い手不足の解消。
- ・市外へのPRを積極的に行い、村上ブランドの魅力アップに努める。
- ・建設業は重要な産業であるという認識を高める取り組み。

○子育て

- ・保育園の未満児受入の体制づくりや市独自の支援策など、若い人たちが安心して子育てをしながら仕事ができる環境を整える。

○若者

- ・田舎暮らしや第1次産業に関心がある若者を支援し、起業や地域の活性化に向けた仕組みづくり。
- ・高校、大学卒業生等が地元就職するような支援。
- ・キャリア教育の推進など子どもたちに地元産業を知ってもらうような仕組みづくり。

○労働者確保・人材育成

- ・職業学校を整備することで質の高い労働者育成につなげる。
- ・Uターン者や雇用する企業を支援することにより優秀な人材を確保する。

～ アンケート及び意見の分析 ～

- 1 企業誘致に関する意見が一番多い
- 2 観光産業への取組の強化
- 3 地域特有の素材を生かしたブランド作りと全国へのPR
- 4 若者が安心して子育てをしながら仕事ができる環境づくり
- 5 若者を中心にUIJターンや定住支援
- 6 学生の地元就職や小中学校等でのキャリア教育の推進
- 7 労働者の資格取得など人材育成



(4) 新成人アンケート

概要 新成人 735 人を対象にアンケートを事前配付し、成人式当日に回収及び記入の呼びかけを実施。式参加者 512 人中、138 人から回答。

日時 平成 25 年 8 月 15 日 (木)

場所 村上市民ふれあいセンター内 ロビー

●自分の将来に関する質問					
項目	市内	県内(市外)	県外	空白	計
どこに住みたいか?	51	60	25	2	138
どこで働きたいか?	43	66	27	2	138
結婚は何歳までに?	今すぐ	30歳までに	40歳以上	したくない等	138
	18	106	5	9	
子どもは何人ほしい?	1人	2人	3人以上	不明等	138
	3	69	30	36	



●「婚活」が盛んだが、興味はありますか? (複数回答)			
項目	男性	女性	計
渦コンのようなイベント	9	13	22
1対1のお見合い	5	1	6
サークル的な交流活動	20	27	47
自分磨きセミナー	7	7	14
その他	6	6	12
総計	47	54	101

●成人式終了後、交流イベントがあれば良いと思いますか?				
項目	男性	女性	計	比率
イベントがあれば良い	21	35	56	40.6%
イベントはなくても良い	18	26	44	31.9%
わからない・空白	23	15	38	27.5%
総計	62	76	138	100.0%

●村上の将来を考える「若者会議」があれば参加したいか?				
項目	男性	女性	計	比率
参加したい	11	7	18	13.0%
参加したくない	18	34	52	37.7%
わからない・空白	33	35	68	49.3%
総計	62	76	138	100.0%

アンケートの調査結果から見る分析

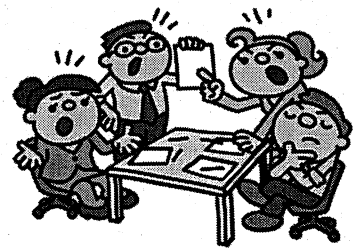
- ・村上に残りたいと考えている人が多い。(約3割)
- ・約9割が30歳までに結婚したいと考えている。
- ・全体として男性よりも女性の方が積極的な考えを持っている。
- ・直接的なイベント(渦コン等)よりも、間接的なサークル活動を好む傾向がある。
- ・成人式後の交流イベントの希望が多く、実施に向けた検討が必要と考えられる。
- ・少数だが若者会議への参加希望もあるので、検討する価値はあると思われる。

(5) まちづくり協議会への意見照会

概要 自治振興担当を通じて、まちづくり協議会へ意見照会。
全 17 協議会中、5 つのまちづくり協議会から回答。

日時 平成 25 年 6 月から随時

場所 各地区まちづくり協議会



●配偶者確保関連（イベント）
・ 出会いの場の確保
・ メディアを利用した婚活（村上大祭やテレビ局）
・ 農業体験によるイベント
・ ぶどうスキー場の利用やスポーツイベントによる婚活
・ 夕日を見ながらの船上パーティー
・ ミス、ミスターコンを開催
・ 電子メールやフェイスブックを利用
●配偶者確保関連（継続的活動）
・ 青年団の再結成
・ 市外を対象にした体験イベント（市外からの呼び込み）
・ リピーターとの意見交換（高根フロンティア）
●配偶者確保関連（補助・支援）
・ 村上市内に家を建てる若夫婦に補助金を交付
・ 夢 21 さんぼく塾への支援
●配偶者確保関連（その他）
・ 独身者の意識改革（夜の街へ出る、異性と話すなど）
・ 配偶者確保対策事業は山北地区最大の課題であり、過疎、高齢化の大きな要因
・ 結婚できない人、結婚しない人の両方の要因の研究
●空き家活用関連
・ 空き家を活用した IT 産業などの誘致
・ 空き家を活用して若い人を呼び込む
●子育て関連
・ 自立した人間、安定した収入のある人間に育てること
・ フレックスタイム制度推進、時間を選んで仕事ができる社会づくり
・ 若者が孤立しない社会の構築（地域ぐるみの育児サポートシステムの構築）
・ 保育料無料化など福祉の面や子育て施設の充実
●雇用関連
・ 村上市の自然環境、特産品、郷土料理などを活かした産業の可能性の掘り起こし
・ 市外の成功者による魅力の再発見、同業者の連携を促進させた開発販売
・ 村上市の魅力・特徴をソーシャルメディアの活用で外部に情報発信
・ 定年したくなる生きがいを提供して、若い人の雇用の場を確保
・ 若者が就職したくなる優良企業の誘致
●その他
・ 若い人達と地域住民が助け合えるコミュニティーの場の提供
・ 市が中心となったコーディネーターの養成
・ 教育の再開発をして世界に通ずる人材の育成
・ フランスなどの人口増に転換した国の調査研究

(6) 婚活事業に関する各団体との意見交換会

概要 市内各団体の青年層に集ってもらい、若い世代の結婚に対する考え方や現実的な状況、実現可能な婚活事業について3班に分かれ意見交換会を行った。

日時 平成25年12月14日(土)

場所 生涯学習推進センター 3階和室



●参加団体						
団体名	参加人数		団体名	参加人数		
	男	女		男	女	
村上商工会議所青年部	1		村上地域若者 サポートステーション	1		
荒川商工会青年部	0			ろくしっぷ	2	
神林商工会青年部	1			夢21さんぼく塾	1	1
朝日商工会青年部	1			希楽々		1
山北商工会青年部	1			ウェルネス村上	1	
いわふね青年会議所	1	1		愛ランドあさひ		1
都岐沙羅		2		成人式協力者	1	
パートナーズセンター						
				男 11人	女 6人	合計 17人

●主な意見

(仮) 若人サークルの実現性

- ・行政がリーダーシップを取らないとまとまらない。
- ・スポーツ交流のような友達と参加できるものが良い。
- ・女性が集まる場がないので、若い女性が交流する場があると良い。

婚活事業について

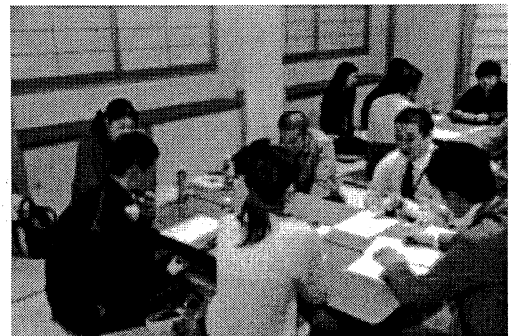
- ・「婚活」を前面に出すより、「共通する趣味」などで自然と男女が共感できる取組が必要。
- ・「渦コン」のようなものは、知り合いが気になって(特に女性は)参加しにくい。
- ・市内婚活イベントの事例から、男性を集めるのは簡単だが、女性を集めるのは難しい。
- ・婚活イベントに参加したが、本気で結婚相手を探す男性との間に温度差を感じた。
- ・イベント型はアフターフォローがないので、継続した支援ができる仕組みが必要。

第2回開催の可能性

- ・市として婚活をどうするのか明確な目標を立て、考えをはっきりとさせたほうが良い。
- ・ジャンルを3つぐらいに分けて開催したらどうか。
- ・今回のような各団体が交流・連携する場はあっても良い。

●今後に向けて

- ・大きな単発イベントではなく、継続的で地域に合ったイベントが求められている。
- ・「婚活」を前面に出さずに、「交流」する場が必要だと考えられる。
- ・すでに各団体が行っている婚活イベントへの補助や助成、市職員の参加の促進も必要。
- ・女性が主となり女性が集まりやすいイベントを企画し、男性を呼び込む仕掛けが良いのではないかと。



5 設置要綱

村上市人口減少問題対策委員会設置要綱

平成 25 年 4 月 23 日

訓 令 第 6 号

(設置)

第 1 条 村上市の人口減少対策を推進するため、村上市人口減少問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 少子化対策に係る具体的な事業計画の構築に関すること。
- (2) 定住及び交流人口の拡大に係る具体的な事業計画の構築に関すること。
- (3) その他人口減少対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には市長、副委員長には副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、村上市行政組織条例（平成 20 年村上市条例第 17 号）第 1 条に規定する課の課長、水道局長、会計管理者、支所長、教育委員会事務局の課長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び消防長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第 5 条 委員会に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員長が指名する者をもって構成する。

3 作業部会は、協議及び検討の結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

6 市職員調査

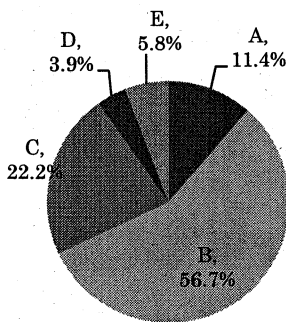
(1) 意識調査

概要 人口減少問題対策の取組の参考とするため、
職員の意識について調査。

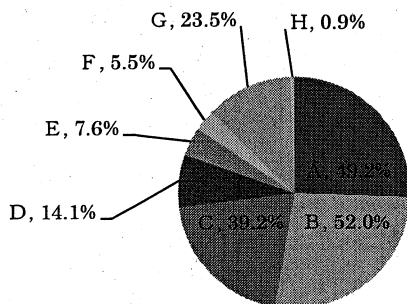
日時 平成25年4月24日(水)から5月10日(金)
までの17日間

●基礎調査	集計
全体職員数	805
休職者数	20
対象者数	785
全回答者数	740
回答率	94.3%

Q1. 人口減少について	計	選択比
A あくまでも推計人口であるため、推移を見ながら対応していくことが必要だ	84	11.4%
B なるべく早い段階から市の政策で対策を講じるべきだ	420	56.7%
C 行政機能の維持を中心に、人口減少に対応していくべきだ	164	22.2%
D さらなる行政組織の広域化を行い、高効率化を求めるべきだ	29	3.9%
E 人口の減少は仕方のないことで、実際にその状況にならないとわからない	43	5.8%
総計	740	100.0%

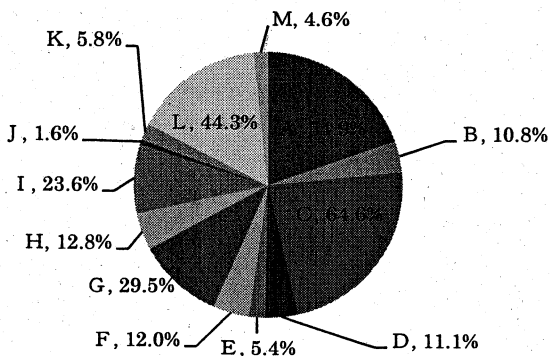


Q2. 人口減少の影響について(2つまで選択可)	計	選択比
A 町内、集落の自治活動(コミュニティの維持)が機能しなくなる	364	49.2%
B 財政状況が厳しくなり、市のサービスや行政運営を維持できなくなる	385	52.0%
C 雇用の不安定化がおこるなど、市内の経済活動に支障が出る	290	39.2%
D 市民の日常生活(衣・食・住)に支障が出る	104	14.1%
E 交通機関の減少と流通状況の悪化が起こる	56	7.6%
F 銀行、農協などのサービスが中心部しか受けられなくなる	41	5.5%
G 集落、地域の伝統行事、文化活動が途絶える	174	23.5%
H 思ったほど影響がない	7	0.9%
総計	1,421	



Q2分析
・385人(52.0%)が財政状況悪化による行政サービスの低下と回答。
・自治活動の機能低下と地域の伝統文化の途絶えを合わせると538人(72.7%)の回答。
→まちづくりへの影響が大きいと考えている。
・7人が影響がないと回答。
→危機感がない。

Q3. 施策の力点はどこに置くか（3つまで選択可）		計	選択比
A	子どもの保育充実などによる働きやすい環境づくり	406	54.9%
B	地域を愛する心を育てる教育の充実	80	10.8%
C	青年層への職業安定化対策と定住化推進対策	478	64.6%
D	観光・文化等の情報発信やイベント企画などを含めた交流人口の増加策	82	11.1%
E	村上市のブランド化などによる魅力向上策	40	5.4%
F	田舎暮らしや自然の素晴らしさ（ｽｰﾗｲﾌなど）を追求し、都市生活と一線を画すような施策	89	12.0%
G	婚活に向けた対策と少子化対策を強化	218	29.5%
H	他市町村からの移住者推進のための優遇策	95	12.8%
I	医療機関等の体制整備による安心安全の暮らしづくり	175	23.6%
J	高度なIT化によるサービスの高効率化	12	1.6%
K	研究機関、大学、専修学校などの誘致	43	5.8%
L	企業誘致などの雇用対策や地域経済活性化への事業強化	328	44.3%
M	その他（任意記載は別添のとおり）	34	4.6%
総計		2,080	



Q3分析

- ・職業安定化対策が478人(64.6%)、働きやすい環境づくりが406人(54.9%)、雇用対策や経済活性化が328人(44.3%)と、雇用への意見がトップ3を占めている。
- ・第4位として、218人(29.5%)が婚活対策が必要と回答。
- ・唯一、医療機関の整備だけが、男性(80人)よりも女性(95人)が上回っている。

→子育て等で病院との関わりがあるためか、女性の関心が高い。

Q4. 村上市の将来について話し合う機会は…	計	選択比
よく話し合うことがある	66	8.9%
話しあうことはあるが、多くはない	327	44.2%
あまり話す機会がない	347	46.9%
総計	740	100.0%

Q4分析

- ・全体として、よく話し合うのは66人(8.9%)しかいない。347人(46.9%)が話す機会がない。

Q5. 学習会・勉強会があったら…	計	選択比
自主的に参加したい	129	17.4%
職員研修として参加したい	498	67.3%
参加したと思わない	113	15.3%
総計	740	100.0%

Q5分析

- ・全体として、自主的参加が129人(17.4%)、職員研修が498人(67.3%)、計627人(84.7%)が参加したいと回答。113人が参加したと思わないと回答。
- 自主的に参加したい職員が少なすぎる。積極性は欠けるが研修会のような場の提供は必要。

Q6. この地域を支えていくために、今の世代ができること（自由意見）作業部会別分類トップ3		
子育て支援部会	雇用創出部会	元気なまちづくり部会
①子育て環境の整備、充実	①雇用の確保	①まちづくり、地域の活性化
②教育の充実（家庭、学校、地域）	②企業誘致	②自然、伝統、文化の継承
③子育て費用の軽減、無料化	③雇用環境の整備	③結婚支援

(2) 婚活アンケート

概要 40歳以下の市職員を対象にアンケートを実施。対象職員 383 人中、253 人から回答。

日時 平成 25 年 8 月 9 日（金）から 8 月 30 日（金）までの 22 日間

●結婚は何歳までにしたいか？（未婚者のみ）				
項目	男性	女性	計	比率
25 歳までに	1	2	3	3.5%
30 歳までに	28	16	44	51.8%
40 歳までに	7	12	19	22.4%
40 歳以上でもよい	7	7	14	16.5%
したくない	2	1	3	3.5%
空白	1	1	2	2.4%
総計	46	39	85	100.0%

●「婚活」が盛んだが、興味はありますか？（複数回答）				
項目	男性	女性	計	比率
湯コンのようなイベント	116	50	166	40.2%
1対1のお見合い	20	7	27	6.5%
サークル的な交流活動	95	53	148	35.8%
自分磨きセミナー	25	22	47	11.4%
結婚相談所	12	1	13	3.1%
その他	7	5	12	2.9%
総計	275	138	413	100.0%

●「婚活」に関するアイデア		
項目	計	比率
イベントに関するもの	16	25.4%
テレビやメディアに関するもの	8	12.7%
お見合い、仲介、相談所に関するもの	6	9.5%
サークル、交流活動に関するもの	17	27.0%
セミナーに関するもの	3	4.8%
補助や支援に関するもの	2	3.2%
雇用、子育て、その他に関するもの	11	17.5%
総計	63	100.0%

アンケートの調査結果から見る分析

- ・未婚者の内、約 78%が 40 歳までに結婚したいと考えている。
- ・直接的な婚活への興味が一番多かったが、アイデアの内容からは大規模なものより小規模なものを多く開催という意見が多い。
- ・間接的な婚活への興味は約 35%だったが、アイデアの数および内容のボリュームは一番多く、関心が高いと思われる。
- ・男女比からすると、自分磨きセミナーは女性の割合が高いため、実施した場合の女性の参加率も高くなると予想される。
- ・イベントなど何かを作り上げる過程自体が婚活につながるような事業が、取り組みやすいと考えられる。

(3) 若手職員研修会

概要 講義により人口減少問題について理解した後、グループワークにより施策を立案。
30歳以下の職員71名が参加。(第1回-24名、第2回-24名、第3回-23名)

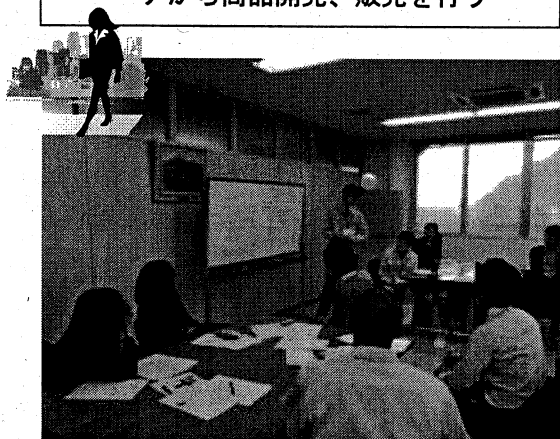
日時 平成25年11月12日(火)から13日(水)までの2日間

場所 村上市役所 第4会議室

グループワークによる施策の立案・事例発表(一部抜粋)

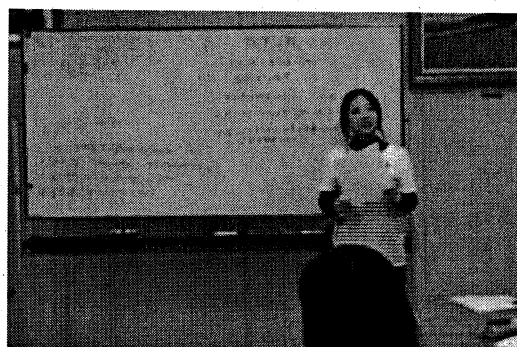
●子育て

タイトル プリティーウーマン
概要 ママさんが起業し、独自のアイデアから商品開発、販売を行う



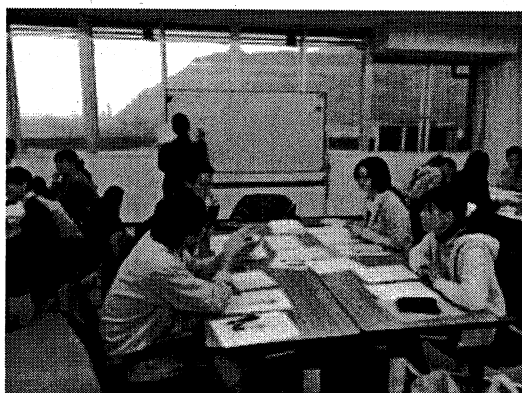
●定住

タイトル あこがれのスローライフを楽しもう
概要 空き家、空き地(農地)等を活用して地域住民と交流(行事への参加等)する機会づくり



●産業

タイトル 職業体験~大人版~
概要 村上ブランドの発展(鮭、酒、牛など)のためさまざまな企業で仕事を体験し商品開発を手伝う



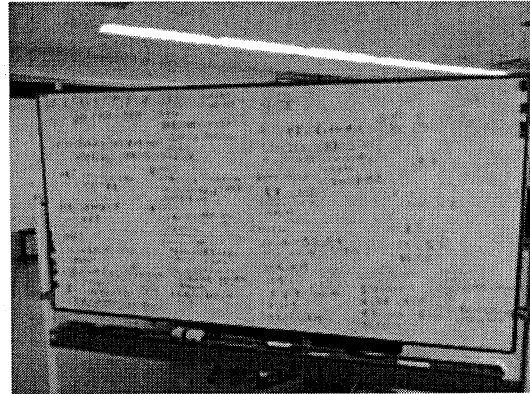
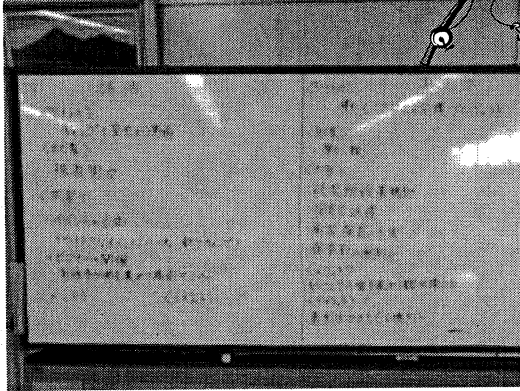
タイトル 農家カフェ
概要 市内5地区に農家と連携した加工場やカフェをつくり運営する



●婚活

タイトル キャンプで見せよう男前

概要 イベント前に男性を集めて事前セミナーを開催し、二子島や南大平でのキャンプに成果を発揮



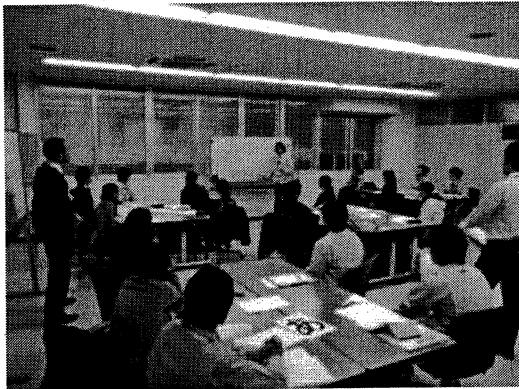
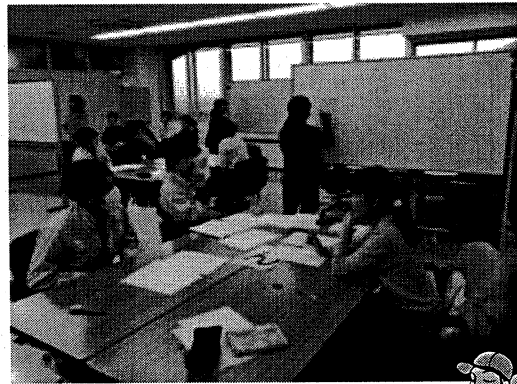
タイトル 『非リア充』対策

概要 空き家を活用した職業訓練シェアハウスをつくり、伝統工芸や技能を継承する

※非リア充…現実（リアル）の生活が充実していない人

タイトル 結婚する課

概要 結婚相談サポート窓口を市役所に設置



タイトル 地元活用イベント

～magic を起こそう～

概要 花見や海開き、山登り、ぶどうスキー場雪まつりなど四季にあったパーティー、特産品を使った料理教室、音楽フェスを開催



タイトル 学べや恋の朝講義

概要 朝活やスポーツ交流を週1回実施し、同じ趣味を持っている人が集まる



◆研修を終えて…

村上市の人口減少率が県内ワースト 2 位である現実を知り危機感を持つことで、若い世代が将来の村上市を考える良いきっかけとなった。具体的なイベントや施策を自由な発想で同世代が意見交換し、実現性のある良いアイデアがいくつも見られた。

アイデアを分析し、事業化できるものは取り組みたい。また、気軽に若手職員が意見交換できる場や他団体の若者と交流する場を作ることが必要である。

村上市人口減少問題対策「チャレンジプラン」
～元気あふれるまちをめざして～
平成 26 年 3 月

村上市 政策推進課 企画政策室
〒958-8501 新潟県村上市三之町 1 番 1 号
TEL 0254-53-2111 (代表)
FAX 0254-53-3840 (代表)
E-mail seisaku-m@city.murakami.lg.jp